

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第10項の規定により、平成19年3月14日付け香取市告示第28号により告示した地縁による団体の告示事項を次のとおり変更する。

令和8年6月2日

香取市長 伊藤友則



1 変更があった団体名 高萩区

2 変更があった事項及びその内容

区分	変更後	変更前
解散	(解散) 第37条 本会は、 <u>地方自治法第260条の20</u> の規定により解散する。 2 (略)	(解散) 第37条 本会は、 <u>地方自治法第260条の2第15項</u> において準用する <u>民法第68条第1項第3号及び第4号並びに第2項</u> の規定により解散する。 2 (略)